

02 熊本市電の上下分離について



質問 11月22日、熊本市電の安全の再構築を担保するため、上下分離導入延期が大西市長より発表された運行トラブルが続発する熊本市電の危機的状況を踏まえ、現在作成中の「軌道運送高度化実施計画」を改めて精査するため、国への申請が遅れ、来年4月からの上下分離導入が遅れる見通しとなった。市電の上下分離導入の目的は、乗務員である非正規職員の正規化による雇用環境や処遇の改善、技術の承継による「安全の担保」であったはず。市電の運行トラブルが続発する現在の状況では、上下分離導入の延期はやむをえないが、延期によって、乗務員の皆さんの士気が低下するなど、更なる運行トラブルが発生するのではと強く懸念する。上下分離導入延期の影響についてお尋ねする。

答弁 市電の延伸（仮称東町線）については、スケジュールや交付金に影響が出ないよう、予定通り進める。市電の運賃については、持続安定的に市電を運行するためには、乗務員等の処遇改善及び安全対策に計画的な投資が不可欠であり、200円に改定する考え方は妥当。尚運賃改定の時期は令和7年6月を目指す。乗務員等の処遇改善については、上下分離導入までの暫定措置として、給料表の拡充や扶養手当等、公社による正規化と同程度の給与水準となるよう改善する。尚、上下分離導入延期期間は、1年程度としたい。

03 肥後六花の伝承に向けた取組みについて



質問 肥後六花とは、肥後椿、肥後芍薬、肥後花菖蒲、肥後朝顔、肥後菊、肥後山茶花の総称。近年、肥後六花の保存活動を行ってられる団体では、高齢化や後継者の不足で、栽培技術の伝承が困難になりつつある。結果、種の保存や品種の改良にも支障をきたしている。また、肥後六花のそれぞれの固有種が現在どれほど存在するのか不明瞭だ。今後、肥後六花の現固有種の確認や保存に向けた学術的視点が求められる。一方で熊本市の肥後六花に対する支援体制にも課題がある。熊本市の責任として、肥後六花の保存活動を行っている団体の皆さんと共に、固有種の保存活動に向けた取組みを推進し、予算を割くなど具体的施策をお願いしたい。

答弁 熊本の貴重な宝である肥後六花を後世に適切に継承していけるよう、各保存会のご意見を伺いながら、支援体制の在り方など、関係部局と協議し、効果的な対策を検討する。特に動植物園では、肥後椿、肥後山茶花、肥後花菖蒲、肥後芍薬の4種の栽培、展示を行いながら、種の保存に努めるとともに、花の見ごろの時期には、SNS等で情報発信も行っている。今後、各保存会とも協議を行い、それぞれの課題を整理したうえで、会員の募集支援や栽培技術や固有種の共有を図るなど、必要な支援や取組みを図る。

質問 熊本城の肥後名花園。管理業務に携わる、業務職員12名の皆さんが、肥後六花の栽培に汗を流しておられる。その業務職員の皆さんにも肥後六花の栽培技術の伝承が求められるが、六花全ての栽培技術を持った職員は約一名。今後熊本城や動植物園で、肥後六花の栽培を続けるためには、後継者の育成が急務であり、業務職員の新たな雇用がない中、早急に栽培体制に向けた取組みを強化すべきだ。

答弁 本市における栽培体制の充実に向け、今後栽培手法のマニュアル化や、組織横断的な推進体制等を検討し、後継者育成や技術の継承に努めるとともに、肥後六花の種の保存及び調査研究に取り組む。

04 災害時における避難所の運営体制について



質問 令和6年8月28日、台風10号の接近に伴い、熊本市内全域に「警戒レベル3高齢者避難」が発令され、同時に市内各所に避難所が開設された。台風10号の進行速度は極めて遅く、避難所の開設は3日間にも及んだ。災害時や緊急事態の避難所だからと言ってしまえばそれまでだが、避難所担当職員は、3日間、真夏に冷房のない体育館で、交代要員もなく、シャワーも浴びず、食事のままならない状況であったという。避難所運営のための、職員の拘束時間や、衛生管理、食事について、改善する余地がある。

答弁 災害対応時の職員の勤務環境等については、過度な負担がかからないよう、入れ替え要因の確保や衛生環境の整備など、他都市の状況を含め、調査研究する。

05 災害時における避難行動要支援者制度の見直しについて



質問① 避難行動要支援者制度にかかる説明会が10月25日以降、市内各地で開催された。従前より、地域に還元されていた「要援護者登録者名簿」と、熊本市が法律に基づき運用していた。「避難行動要支援者名簿」を一本化して運用したいとの趣旨の説明会であった。要援護者登録者名簿は、本人申請による約8,000人分の名簿。個別支援プランが策定されており、すでに地域の関係団体に送付されている。一方で避難行動要支援者名簿は、熊本市が要介護度や障害区分などを基に要件を満たす対象をリスト化したもので、約40,000人分の名簿。その運用には、本人の承諾が必要であり、個別避難計画を作成する必要がある。この2つの名簿を一本化し、実効性のあるものへと見直すことが、今回の制度の目的だ。新たな「避難行動要支援者名簿」を改めて還元することは、地域団体の皆さんにとって、負担が増すことにならないか。

答弁② 本制度を効果的に運用するためには、地域関係者の皆様のご協力が必要不可欠。地域関係者の皆様が現在担われている役割を十分に勘案しながら、市としての期待する役割や各地域団体等の特性に応じた取組み可能な役割を改めて整理する。地域説明会などを通じ、丁寧な説明に努めてまいります。

質問② 「避難行動要支援者名簿」の運用方法でお尋ねする。平常時は、外部提供に同意を得た方の名簿が、地域の団体などに提供されることとなるが、災害時は、外部提供に同意を得ていない方の名簿まで、追加で地域の団体などに提供されることになる。災害時に新たな名簿がどのような形で地域団体などに提供されるのか、そもそも、外部提供に同意していない方々の名簿を、地域団体などへ提供することに問題はないのか。

答弁② 避難行動要支援者名簿の外部提供について、生命または身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、本人の同意を得ることを要しない。災害時の名簿提供については、提供する災害規模等の条件や目的をはじめ、提供の時期、提供先や提供手法などを具体的に定め、災害時に地域関係者の皆さんが混乱することがないように周知を図る。

06 結婚支援事業への取組みについて

くまもと出会いサポートセンター「Kumarry(クマリー)」

令和7年1月27日開設しました



質問 少子化対策の主要事業の一つとして、今年度結婚支援センターが開設する。熊本市が運営する結婚支援センターは、どのような機能を果たすのか。また、事業を進めるうえで、現在も活躍している結婚世話人の皆さんの処遇や、企業や経済団体との連携に向けた取組み、また熊本県をはじめ、近隣の市町村との関係性をどのように構築していくのかをおたずねする。

答弁 結婚支援センターは令和7年1月に開業する。対象者は、18歳以上の結婚を希望する独身の方で、熊本連携中枢都市圏の市町村に居住、通勤、通学されている方、将来移住を予定している方。センターの機能は、AIマッチングシステムによる、お相手探し、お見合いの申し込み等のサービスや、オンラインや対面による結婚相談、婚活セミナーやイベントの開催など出会いの機会を提供する。結婚世話人の皆さんには、引き続きお見合いの際に独身者のサポート役をお願いする。企業や経済団体との連携は、婚活イベントの開催などで連携しつつ、結婚支援センターの認知度向上のため、従業員や会員企業などへの周知協力を要請する。開設する結婚支援センターは連携中枢都市圏の13市町村が協力して運営し、広域での事業成果を目指す。

熊本市新庁舎整備に関する基本構想【概要版】

基本構想策定の経緯

平成28年4月	熊本地震発生	令和3年6月	本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議設置
平成30年3月	大規模改修の手法検討とあわせて耐震性能調査実施※ →現行の建築基準法が求める耐震性能を有していない	令和5年5月	有識者会議答申「本庁舎等は建て替えるべき」
令和2年3月	「本庁舎整備に関する基本構想（前基本構想）」策定	令和5年6月	「本庁舎等は建替えの方針で進める」旨表明
令和2年9月	2回目の耐震性能調査実施※ →現行の建築基準法が求める耐震性能を有していない	令和6年3月	「熊本市新庁舎整備に関する基本構想（素案）」提示

※2度の調査に対し、一部の専門家から疑問を呈される

第1章 現庁舎の現状と課題



第2章 新庁舎の目指すべき姿（3つの視点）

あらゆる災害に対応できる庁舎

今後も、熊本地震以上に大きな地震や、気候変動の影響による水害・浸水のリスク、その他の大規模な自然災害が発生する可能性が十分に見込まれることから、あらゆる災害に対応する防災拠点施設として、安全かつ継続的に機能する庁舎を目指します。

- ①十分な耐震性能の確保
- ②浸水に対する脆弱性への対応
- ③防災拠点施設としての機能拡充

市民が利用しやすく、質の高い行政サービスが提供できる庁舎

だれもが利用しやすく、効率的で質の高い行政サービスを提供でき、来庁者の快適性と利便性が確保される庁舎、社会情勢の変化に柔軟に対応できる可変性のある庁舎を目指します。

- ①来庁者への配慮・利便性
- ②窓口機能の集約等による市民サービス向上
- ③効率性・可変性
- ④環境負荷の低減

まちの賑わいに貢献し、まちづくりの核となる庁舎

市民協働や交流に資する気軽に市民が集える庁舎整備と、まちづくりの核として、周辺地域も一体となった賑わいの創出を目指します。周辺の市有地の利活用についても併せて検討を進め、現庁舎跡地についても、そのポテンシャルにふさわしい利活用について検討を行い、中心市街地、さらには本市全体の活性化につなげます。また、現庁舎敷地を含む市有地の活用に関しては、民間への有償貸付もしくは売却を検討するなど、本市の財政負担の軽減に努めます。

- ①市民交流・情報発信の場
- ②まちづくりの核
- ③市有地の利活用